別紙様式第七号㈠第七記載上の注意の次に次のように加える。

（参考）自己資本に関する補足データ　（単位：百万円）

項　　目	当期末
繰延ヘッジ損益	
うちキャッシュ・フローヘッジに係る評価損益	
無形固定資産	
うちソフトウェア	
繰延税金資産（グロスの金額）	
うち繰越欠損金に起因するもの	
うち評価性引当額（△）	
繰延税金負債（グロスの金額）	
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス	
うち自己資本控除となる証券化エクスポージャー	
うち信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップス	

㈱1　「キャッシュ・フローヘッジに係る評価損益」は、貸借対照表上の繰延ヘッジ損益のうち、キャッシュ・フローを固定するヘッジ取引に係る繰延ヘッジ損益（税引後）を記載すること。

2　「繰延税金資産（グロスの金額）」及び「繰延税金負債（グロスの金額）」は、繰延税金資産と繰延税金負債とを相殺する前の金額を記載すること。

別紙様式第八号㈠第一1㈡記載上の注意中2を3とし、1を2とし、同記載上の注意に1として次のように加える。

1　当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

別紙様式第八号㈠第一2㈢ロ記載上の注意2中⑸を⑹とし、⑷の次に次のように加える。

⑸　次に掲げるいずれかの者が経営管理委員又は理事（経営管理委員を置く連合会の理事を除く。）である場合にはその旨

イ　会員の組合員（准組合員を除き、会員の会員の組合員で准組合員でないものを含む。ロにおいて同じ。）でない個人

ロ　会員の組合員たる法人の役員でない者

別紙様式第八号㈠第五中

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」を

「重要な会計方針に係る事項に関する注記／会計方針の変更に関する注記／表示方法の変更に関する注記／会計上の見積りの変更に関する注記／誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記」に改め、同様式第六1㈠中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈡中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈡記載上の注意2中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈢中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈢記載上の注意1中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈣及び㈤中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈦中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1㈦記載上の注意4中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意5中「「前期末残高」を、「当期首残高」に改め、同様式第六1⑨イ及びロ中「前期繰越高」を「当期首繰越高」に改める。

別紙様式第八号㈠第六中

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」を

「重要な会計方針に係る事項に関する注記／会計方針の変更に関する注記／表示方法の変更に関する注記／会計上の見積りの変更に関する注記／誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記」に改める。

別紙様式第九号㈠第一2㈢ロ記載上の注意1中⑷を⑸とし、㈢の次に次のように加える。

⑷　次に掲げるいずれかの者が経営管理委員である場合にはその旨

イ　会員の組合員（准組合員を除き、会員の会員の組合員で准組合員でないものを含む。ロにおいて同じ。）でない個人

ロ　会員の組合員たる法人の役員でない者

別紙様式第九号㈠第五中

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」を

「重要な会計方針に係る事項に関する注記／会計方針の変更に関する注記／表示方法の変更に関する注記／会計上の見積りの変更に関する注記／誤謬（ごびゅう）の訂正に関する注記」に改め、同様式第六1⑴から⑻まで中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⑨中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⑨記載上の注意1中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⑽、⑾及び⑿ロ中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⒀中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同様式第六1⒀記載上の注意5中「前期末残高」を「当期首残高」に改め、同記載上の注意6中「「前期末残高」を「、「当期首残高」に改め、同様式第六1⒃中「前期末残高」を「当期首残高」に改める。